

参議院建設委員会會議録第十号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午前十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君

理事 石井 桂君

小澤久太郎君

鮎川 義介君

委員

入交 太蔵君

齋藤 昇君

武藤 常介君

近藤 信一君

北勝太郎君

村上 義一君

政府委員

建設政務次官

堀川 恭平君

事務局側

常任委員

武井 篤君

会専門員

本日の会議に付した案件

○東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(赤木正雄君) ただいまから委員会を開会いたします。

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、本案の提案理由の説明を政府からお伺いいたします。

○政府委員(堀川恭平君) 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案につきましまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

東北興業株式会社は、東北地方の振興をはかるため同地方における殖産興業を目的として昭和十一年に設立された会社であります。

政府の財政援助のもとに東北地方の振興に関する各種の事業の経営と投資を行なつて、同地方の開発に大きな役割を果して参つたのであります。

戦後政府の財政援助がすべて打ち切られたため、事業を整理縮小して近年に至つております。

今回政府におきましては、同会社に東北地方開発の一環としての使命を一層積極的に遂行させるのを適当と認めるに至りました。

同会社の事業資金の調達に万全を期するため、同会社の発行する東北興業債券の元金の支払について政府が保証をいたすことを必要と認めるものであります。

現行の東北興業株式会社法には東北興業債券の元金の支払について政府が保証をなし得る旨の規定がござりますが、この規定は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の規定によりまして、その効力を停止されている状態でありまして、そこで今回同法の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府が東北興業債券の元金の支払について保証契約をすることができるよう規定を整備いたそうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由と法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(赤木正雄君) お諮りいたします。本案について御質疑がござりましようが、次回に譲ることといたして御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) では、次回に譲ります。

次に、次回にはなおこの法案の審議と、日本道路公団法案並びに道路整備特別措置法案のこの二法案について大臣に対する質疑が残つておりますから、それを続行いたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) では、本日はこれをもって閉会いたします。

午前十時五十五分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、二級国道一八〇号線改良工事促進に関する請願(第五四三三号)

一、宮城県仙台市、岩手県一の関市間国道舗装工事施行促進に関する請願(第五七八号)

第五四三三号 昭和三十一年二月十六日受理

二級国道一八〇号線改良工事促進に関する請願

請願者 岡山県新見市長 土屋 源市外一名

紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

号をもつて国道に指定された二級国道一八〇号線(岡山松江線)道路のうち、岡山、鳥取両県の境にまたがる明智峠は未改修のため陰陽の連絡が不能であるから、本地点の改修工事を昭和三十一年度からぜひ実施せられたいとの請願。

第五七八号 昭和三十一年二月十八日受理

宮城県仙台市、岩手県一の関市間国道舗装工事施行促進に関する請願

請願者 宮城県古川市長 佐々木 稔治

紹介議員 三浦 義男君 高橋進 太郎君 吉野 信次君

仙台、一の関間の国道は、市街地の大部分及び一部の箇所は舗装工事が実施されているが、その他は旧来の砂利道路であり特に古川市市街の中心部以北の道路に至つては日本一の悪道路といわれ路面のごぼごぼがはなはだしく一度降雨すれば自動車の通行により汚水、土石が飛散し通行者は遠くたんぼに待避を余儀なくされ又道路に面した店舗は土石の飛散のため硝子戸を破損される等まことに憂慮されるものがあるから、本国道の完全舗装工事を実施されたい。もしこれが早急実施不可能の場合は完全舗装に準ずる工事をすみやかに計画実施されるよう特別なる措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年二月二十九日印刷

昭和三十一年三月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局